

安全運転管理者 選任していますか？



選任義務

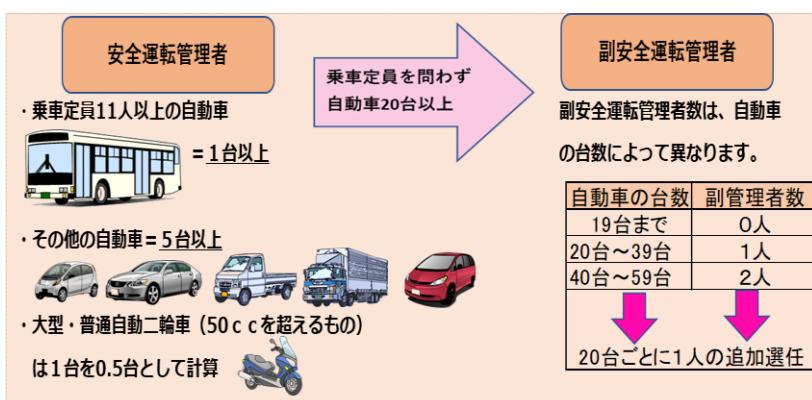
一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**をしなければなりません。

※「自動車の使用者」…道路運送車両法による「運行管理者」の選任義務がある事業所を除く。

◎選任義務違反・・・50万円以下の罰金

※ 安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署へ届出なければなりません。

選任を必要とする自動車の台数



※ 台数が20台以上40台未満の場合は、副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要



安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
○ 20歳以上	○ 20歳以上
※ 副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上	○ 自動車の運転の管理に関し、 2年以上の実務の経験を有する者等
○ 自動車の運転の管理に関し、 2年以上の実務の経験を有する者等	

※ 欠格事項あり



安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認の実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 運転者に対する安全運転指導

※ ご不明な点は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。



沖縄県警察

【お問い合わせ先】
沖縄県警察本部交通企画課（安全係）
電話番号（098）862-0110